

「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部改正（案）」の概要

1. 趣 旨

神戸市では、自転車等の放置の防止を促進するため、昭和 58 年度に「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」を制定し、自転車等の放置の防止及び駐輪場の整備に関する業務を行っております。このたび、放置自転車等の対応を強化するため、条例の一部を改正します。

2. 内 容

◆概 要◆

(1) 自転車等放置禁止区域外の放置自転車等への対応

- ・ 自転車等を放置することにより公共の場所の機能を低下させてはいけなると明確にします。
(第 10 条第 2 項)
- ・ 注意札を取り付けられた日から起算して 30 日を経過し、かつ 30 日以内に 3 回以上注意札を取り付けたにも関わらず、社会通念上同一とみなされる場所で自転車等が放置されているときに撤去を可能にすることを新たに規則に委任できるように文言を修正。
(第 12 条第 2 項)
- ・ 歩行者等の通行に支障を及ぼすおそれがある等早急な対応が必要と認められるときに撤去を可能にします。(第 12 条に新しく追加)

(2) 自転車駐車場の自動二輪車の取り扱いの明確化と放置に関する調査

- ・ 50cc を超え 125cc 以下の自動二輪車の記載を規則から条例に移し、自転車駐車場の使用範囲を明確にし、自転車駐車場に長期放置されている 50cc を超え 125cc 以下の自動二輪車への措置を可能にします。(第 16 条)
- ・ 自転車駐車場に長期放置されている自動二輪車について、所有者情報等の必要な事項の調査を可能にします。(新しい条に追加)

(3) 自転車駐車場の長期放置車両に対する措置

- ・ 無料の自転車駐車場も条例に位置づけし、有料自転車駐車場と同様に長期放置車両に対する措置を可能にします。(第 15 条に新しく追加)

(4) その他

- ・ 放置禁止区域内に放置されている自転車等の利用者等への移動命令と撤去保管義務について条文を一つにまとめ、文言を修正します。
- ・ 撤去保管した自転車等の公示方法の記載が複数の条にあるため、条文を一つにまとめ、公示方法を選択できるようになります。
- ・ 西元町駐輪場の増設に伴い、花隈駅前駐輪場を元町駅前駐輪場へ、西元町駐輪場を神戸駅前駐輪場へ統合します。
- ・ 区ごとに駐輪場を管理運営するために、鷹取駅前駐輪場を鷹取駅前北駐輪場と鷹取駅前南駐輪場へ分割します。

3. 施行予定

令和7年10月1日